

平成31年4月24日

ホームレスとなるおそれのある人の自立支援に向けた取組について

川崎市長 福田 紀彦

我が国のホームレス数については、国が年1回実施している「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」において、平成30年1月時点で、全国で4,977人と、調査開始時の平成15年1月からおよそ2万人減少しており、これまでの自立支援施策の推進等による効果が着実に表れている。

一方で、路上等で生活しているホームレスの背後には、定まった住居を喪失し、終夜営業店舗等で寝泊まりするなど、不安定な居住環境にあり、路上と屋根のある場所とを行き来している層が存在する旨、国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」において言及されている。しかしながら、その実態は十分に把握されていないのが現状であり、国による実態調査も平成19年以降、行われていない。

ホームレスとなるおそれがある人の自立支援に向けた取組は、新たにホームレスとなることを防止し、地域社会におけるホームレス問題の解決を目指す上で広域的に対応を図るべき課題であり、また、全国の約半数のホームレスが起居する首都圏において推進することが我が国全体の生活困窮者支援の観点からも必要であることから、下記について、九都県市共同による研究を提案する。

【検討課題】

ホームレスとなるおそれのある人の自立支援に向けた取組の検討について

ホームレスとなるおそれのある人の自立支援に向けた取組について

川崎市提案
参考資料

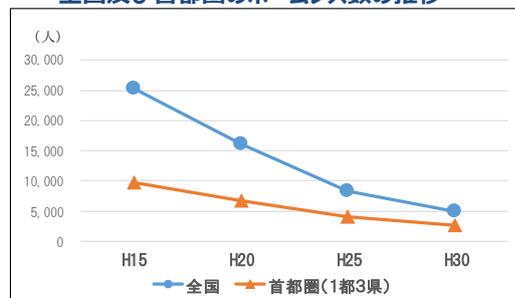
1 ホームレス等の実態

- 国が実施する「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」によると、これまでのホームレスの自立支援等に関する施策の推進等の効果により、路上等におけるホームレスの数は大幅に減少してきている。

◇路上等のホームレス数（※）の現状

- ・平成 30 年 1 月に実施された調査では、全国で 4,977 人のホームレスが確認されているが、平成 15 年調査から 80%減、平成 25 年調査から 39%減と大幅に減少している。
- ・首都圏（1 都 3 県）のホームレス数は 2,605 人で、全国の 52%を占めており、平成 15 年調査時の 38%から年々上昇している。

全国及び首都圏のホームレス数の推移



資料：厚生労働省のホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）調査結果を基に作成

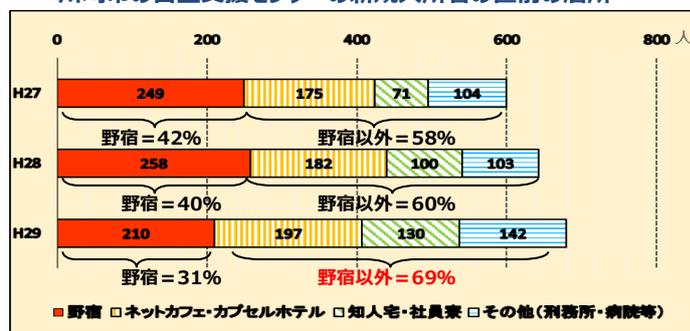
(※) 調査対象は「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」第 2 条に規定されるホームレス（都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者）

- 川崎市内においても、路上等のホームレス数は減少しているものの、自立支援センターの新規入所者数については、増加傾向にある。

◇川崎市の自立支援センターの新規入所者数と直前の居所の傾向

- ・川崎市の自立支援センターの新規入所者（平成 29 年度）のうち、直前の居所を「野宿以外」と回答した人が 69%を占めた。
- ・野宿以外の不安定な居住環境（終夜営業店舗等）で生活していた人が暮らしを維持できなくなり、入所に至るケースが増えているものと考えられる。

川崎市の自立支援センターの新規入所者の直前の居所



資料：第 4 期川崎市ホームレス自立支援実施計画から作成

〔ホームレス及びホームレスとなるおそれのある人の自立支援に関する国の動向について〕

◇ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 [平成 14 年 8 月施行]

- ・ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標を明示するとともに、国及び地方公共団体の責務として、当該目標に関する総合的又は地方の実情に応じた施策の策定及び実施を規定。

◇ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査・生活実態調査）[平成 15 年 1 月～実施]

- ・ホームレスの数及び生活実態を把握するため、全ての市区町村を対象として調査を実施。
- ・平成 19 年以降、概数調査は毎年、生活実態調査はおおむね 5 年ごとに実施されている。

◇住居喪失不安定就労者等の実態に関する調査 [平成 19 年 6～7 月実施]

- ・終夜営業店舗で寝泊まりしながら不安定就労に従事する者等の実態を調査。
- ・同様の全国調査は、平成 19 年の調査の後、実施されていない。

◇生活困窮者自立支援法 [平成 27 年 4 月施行]

- ・ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人を含め、広く生活困窮者に対して包括的かつ早期の支援を提供することを基本理念とする自立支援法を施行。

2 ホームレスとなるおそれのある人の自立支援に向けた取組について

● 川崎市における取組

専門の相談員による市内全域での巡回相談の取組

◆ 専門の巡回相談員が市内全域の野宿生活場所を訪問し、相談活動を実施。

- ・ 日中に加え、夜間、深夜帯にも巡回を行い、一人ひとりの生活状況や健康状態を把握して相談支援を行うとともに、必要により自立支援センターの案内や福祉事務所への相談につなげるなど、自立支援施策の入口として重要な役割を担っている。

⇒ 市内のホームレスの 95%が巡回相談員に会ったことがあり、77%が相談した経験があるなど、市内のほとんどのホームレスに対してアプローチができています。

⇒ 今後は、終夜営業店舗等に寝泊まりしているためアウトリーチが届きにくい人などについて、ホームレス化防止に取り組んでいくことが課題となっている。

巡回相談員との接触（平成 28 年生活実態調査）

	川崎市		全国	
	人数	割合	人数	割合
会ったことがある	134	95.0%	1,269	88.4%
（うち相談した）	109	77.3%	663	46.2%
（うち相談していない）	25	17.7%	606	42.2%
回答者数合計	141	100.0%	1,435	100.0%

資料：第4期川崎市ホームレス自立支援実施計画から作成

ホームレスとなるおそれがある人の自立支援に向けた取組は、

● 新たにホームレスとなることを防止し、地域社会におけるホームレス問題の解決を目指す上で広域的に対応を図るべき課題であること

● 全国の約半数のホームレスが起居する首都圏において推進することが、我が国全体の生活困窮者支援の観点からも必要であること

などの理由から、九都県市共同による研究を提案する。

3 九都県市共同研究

- (1) ホームレスとなるおそれのある人の自立支援に向けた取組の現状・課題の共有
- (2) 終夜営業店舗に起居する人の実態把握など、これまで以上にきめ細やかな支援を提供していくために必要となる取組の実施に向けた検討
- (3) 必要に応じて九都県市での一体の取組を検討